

# 1月から市の情報公開制度の一部が変わります

市の情報公開制度は、平成9年3月に制定した市情報公開条例に基づき同年10月から運用を開始して以来、10年が経過したため、手続きなどを中心に「土浦市情報公開条例」の改正を行いました。

制度の見直しにあたっては、市情報公開審査会の答申やパブリック・コメント制度により市民の皆さんから寄せられた意見をもとに条例の改正案を作成しました。

条例の改正案は、9月に開催された市議会の第3回定例会で可決され、平成21年1月1日から施行となります。

今回の条例の改正では、公文書に記載された第三者の利益保護を図るための「第三者に意見書の提出機会を与える場合の手続き等」や、個人情報の保護の強化を図るための「公文書の存否の応答を拒否できる情報の位置付け」や市が出資する法人の情報公開を促進するための「出資法人の情報公開への支援等」などの条文を加えたり、明記しました。条例改正の主なものと情報公開手続の流れについては次のとおりです。

☎ 総務課文書法制係 (☎826-1111 内線2209)

## <主な改正の内容>

非公開にすることができる情報等の整理	非公開にすることができる情報について具体的な例を表記し、請求者の皆さんにもどのような理由で非公開になるか、分かりやすくしました。 (非公開にすることができる情報の対象を拡大するものではありません)
第三者に意見書の提出機会を与える場合の手続き等	第三者の情報に請求された公文書に含まれている場合には、その第三者から意見書の提出を求めるとともに、公開決定日から公開する日まで少なくとも2週間以上の間を置くなど、関係する第三者を保護する手続きを明確にしました。
公文書の存否の応答を拒否できる情報の位置付け	個人の病歴などが記載された公文書の公開請求に対して、非公開と決定しても、そのことで病歴などの存在が推測されてしまうような情報については、その情報があるか、ないかも回答しないことで個人情報保護できるようにしました。 ※ご本人の場合は、「個人情報保護制度」により開示請求をすることでご覧いただくことができます。
審査会の調査権限の強化等	審査会が要求した資料などの提出の義務化、不服申立人・参加人・実施機関からの審査会での意見陳述や意見書の提出などの手続きの明確化、審査会の委員による個別調査手続の新設などを規定しました。
出資法人の情報公開への支援等	市が一定の出資をしている法人については、情報公開制度の整備を促し、その運用について市が支援できる規定を明記しました。

